◇**介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第一一二号）（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成30年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例に係る概算負担調整基準額を四万三、〇八四円とすること等とすることとした。（附則第六条、第八条及び第一〇条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成30年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例に係る概算負担調整基準額を四万三、〇八四円とすること等とすることとした。（附則第四条、第六条及び第八条関係）

三　この政令は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇**特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一三号）（厚生労働省）

1　平成30年4月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）

2　平成30年3月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一四号）（厚生労働省）

1　自立支援医療の支給要件等の経過的特例及び経過措置を平成33年3月31日まで延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国民年金法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一一五号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成30年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成30年度における国民年金法による特別一時金の額を改定することとした。（第一三六条関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

平成30年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率の改定等をすることとした。（第一条～第四条及び第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

平成30年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）

五　この政令は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇**恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一六号）（総務省）

1　平成30年度における恩給改定率を〇・九七八とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇**国家公務員共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一七号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）について、厚生年金保険給付積立金等の運用方法を追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、平成30年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成30年4月1日から施行し、一部の規定は、平成二七年一〇月一日から適用することとした。

◇**地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一八号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）の規定について、厚生年金保険給付積立金等資金等の運用方法を追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　平成二九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、平成30年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成30年4月1日から施行し、一部の規定は、平成二七年一〇月一日から適用することとした。

◇**厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一九号）（農林水産省）

1　平成30年度における特例退職共済年金等の額の算定に用いる再評価率等に関する特例を定めることとした。（第七条の二関係）

2　平成30年4月から平成31年3月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九八等とすることとした。（第八条の二関係）

3　この政令は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇**戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一二〇号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成30年度における改定率を、〇・九七八とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇**炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一二一号）（財務省）

1　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　炭素鋼製突合せ溶接式継手を輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

㈤　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定めることとした。（第五条関係）

2　この政令は、平成30年3月31日から施行することとした。